

千葉市公告第284号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年4月21日

千葉市長 神谷 俊一

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

千葉市ホームページ及びコンテンツマネジメントシステム更新に係るコンサルティング業務

(2) 概要

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 履行場所

千葉市市民局市民自治推進部広報広聴課が指定する場所

(4) 契約期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

2 競争参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和2・3年度千葉市委託入札参加資格に登録されている者または登録申請を行っている者であること

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。ただし、カ及びキについて、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第3条又は地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条による猶予制度の適用を受けている場合は、この限りではない。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの

オ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に違反している者

カ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

ク 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、入札参加資格確認申請期限の日から入札日までの間に受けている者

(3) 過去5年以内に、国、地方自治体に対し、以下ア～ウのコンサルティング業務を実

施した実績を合計3件以上有すること。ただし、実績がアのみ、イのみの者は応募資格がないものとする。

ア ホームページリニューアル

イ CMSの更新（管理対象ページが10,000ページ以上のものに限る）

ウ ホームページリニューアル及びCMSの更新（CMSの更新は、管理対象ページが10,000ページ以上のものに限る）

3 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市市民局市民自治推進部広報広聴課

電話 043-245-5015

4 入札参加資格確認申請書及び入札説明書等の配布及び提出

(1) 配布場所等

千葉市ホームページ「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内の「業務委託」のリンク (<https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anken/itaku/index.html>) にある当事業の箇所からダウンロードすること。

また、公告の日から前記3の契約事務担当課においても配布する（日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで）。

(2) 入札参加資格確認申請書の提出

公告の日の翌日から令和3年5月7日（金）までに、前記3の契約事務担当課に持参又は郵送により提出すること。提出は、持参と郵送共に日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分までとする。

(3) 入札参加資格確認結果通知の送付

令和3年5月12日（水）までに、申請者に入札参加資格確認結果通知書を発送する。

5 仕様書に関する質問及び回答

(1) 期間

令和3年4月21日（水）から5月10日（月）まで

(2) 提出方法

質問書を、前記3の契約事務担当課に電子メールで提出すること。

(3) 質問に対する回答期限

令和3年5月12日（水）

(4) 回答方法

当該質問提出期間内に受理したすべての質問内容及び回答を、全入札参加者に対して電子メールで回答する。

6 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

令和3年5月17日（月）午前10時00分（郵送の場合は、令和3年5月14日（金）午後5時00分までに前記3の契約事務担当課へ書留郵便にて必着のこと。）

(2) 入札及び開札の場所

千葉市役所本庁舎 8 階 市民局相談室

(3) 入札方法

総価で行う。

(4) 入札保証金

要。ただし、千葉市契約規則（昭和 40 年千葉市規則第 3 号）第 8 条に該当する場合は、免除とする。

(5) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第 10 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とし、最低制限価格に満たない応札をしたものは失格とする。なお、落札者となるべき同価の入札を行ったものが 2 者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(6) 無効となる入札 千葉市契約規則第 16 条の規定に該当する入札

7 その他

(1) 契約保証金

要（ただし、千葉市契約規則第 29 条に該当する場合は、免除とする。）

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等については、前記 3 の契約事務担当課で閲覧できる。

(5) 本委託業務の受託者は、令和 4 年度に実施予定の「市政情報提供システムの構築及び運用管理業務（仮称）」を受託することができない。

(6) 詳細は、入札説明書による。